

事故の報告等に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、A職員が起こした接触事故について、A職員及び責任職が所定の報告を本局に行わず隠ぺいした、また、A職員が超過勤務手当及びマスタードライバー手当を不正に受給している、さらに、研修資料において、A職員が起こした事故が含まれていないのはマスタードライバーであるA職員を擁護するための隠ぺいであると指摘する通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 前提条件  まず、所属の調査では、令和3年11月2日にA職員がバスターミナルで接触事故を発生させた事実はなく、A職員の運転するバスと他社のバスとの接触は、同年10月27日であったことが確認できた。そのため、同日の接触案件（以下「本件」という。）に関する通報として判断することとした。</p> <p>2 本件について  所属では、事故発生の際の手順について、「事故対応全集《事故対応マニュアル》」（以下「局マニュアル」という。）を定めている。局マニュアルでは、事故発生時には、まず赤ボタンを押し、営業所及びX局Y課に一報を入れるとしている。次に、必要に応じて救急車の要請及び警察への連絡をし、その後に営業所に無線等で状況を報告し、運行管理者の指示を仰ぐとしている。この点、赤ボタンを押さずに私用携帯電話で営業所に連絡を行ったA職員の対応は局マニュアルと異なる対応である。  ただし、本件発生時は、双方ともに営業運行中でなく、人身傷害のおそれや他の交通への影響がないほか、安全に停止し、運転席を離れ携帯電話を使用して営業所に連絡できる状況であった。  加えて、本件における相手方車両の被害は、可動式のバックミラーへの接触による取付け角度が変わってしまったことに留まり、その場で手作業により修復が完了している。また、A職員の乗務していた車両については、接触した相手方バックミラー外周のゴム部分が擦れたことによる線状の跡が付着したものであり、これについても、A乗務員が休憩時間に拭き取ったことで付着は解消されたとのことである。  さらに、本件の対応については、A職員から報告を受けた助役及び教育指導係長が相手方のバス会社と連絡を取り、口頭示談にすることを確認し、教育指導係長、副所長及び所長に報告されている。  このように、双方の車両に実質的な損傷がなく、その後の運行に支障がないことから、口頭による示談で、事故として取り扱わないこととしており、赤ボタンを押下しなかったことがその後の対応に影響することはなかったとする所属の説明に不合理な点は認められない。  なお、通報者は本件に起因して、営業所内の修理工場において当該車両の修理を行ったとしているが、本件発生時及び令和3年11月2日の勤務時にA職員が乗務した2台の車両、いずれにおいてもA職員の乗務後に修理を行った実績はなかったとのことであるから、通報者の指摘を認めることはできない。</p> <p>3 超過勤務手当の不正受給について  通報者が主張する、11月2日のA職員の超過勤務についても、本件とは関係なく、午前の勤務上予定されていたもの及び助役の指示による洗車によるものであり、不正受給とは認められない。</p> <p>4 A職員のマスタードライバー資格及び手当の受給について  マスタードライバーの任免については、横浜市X局乗合自動車マスタードライバー制度に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項で「マスタードライバーとしてふさわしくない行為があった場合は、任期途中であってもこれを免ずることができる。」と規定されている。  所属の説明によると、マスタードライバー制度は前年度の乗務実績に報いる性質もあるため、事故等の発生により一律に解任させる運用とはしておらず、事態の重大性により、所属及び本人とで協議の上、継続の判断をしているとのことである。  本件については、損害がなく、口頭示談となり事故として扱っていないことから、要綱第8条第2項の規定には抵触しないため、資格及び手当の支給は継続できるとする局の説明は首肯できる。</p>

	<p>5 職員研修資料におけるX局Z営業所の事故発生件数について  通報者は、当該研修資料におけるX局Z営業所の事故発生件数に本件が含まれていないのは、本件を隠ぺいするためである旨主張するが、令和3年11月2日に事故はなく、同年10月27日の事案についても事故扱いとされていないため、事故発生件数に含まれていないとの局の説明は首肯できる。</p> <p>6 まとめ  上記のとおり、令和3年11月2日に事故は発生しておらず、通報と異なる日付であるがA職員が関係する同年10月27日の車両接触についても、赤ボタンを押下しなかったことはマニュアルに定める対応と異なるものの、被害状況等を鑑みれば、その後の対応に大きな問題は認められない。また、超過勤務の理由や、マスタードライバーの資格や手当の支給を継続する理由についても、局の説明に不合理な点は認められない。  同年10月27日の車両接触に関し、局としては、マニュアルに定めるトラブル発生時の対応について、研修等で指導していくとしている。また、本件の記録が残っていなかったことについては、客観的な事実を確認するためにも必要なことと考えており、相手方との対応等も含め、営業所において必要な記録を保存することとしていきたいとしていることから、それらの取組をしっかりと進めていくことを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
本市の対応	マニュアルに定めるトラブル発生時の対応について、研修等で指導していく。また、トラブル発生時の記録を保存していく。